

# 一般財団法人グリムの里いしばしでは、広報紙グリムタイムズや事業チラシ、ホームページへ掲載する有料広告を募集しています。

グリムタイムズは年2回、2万部を下野市内各戸に配布するほか市内施設や県内文化施設へ配布、事業チラシも2千部つくり県内約100施設へ配布します。掲載広告の原稿を提出していただければ、広報紙やチラシの作成、配布は財団で行いますので、「自分たちでチラシを作って配るのは負担になってしまう…」とお考えの方も、簡単気軽に広範囲への広報が可能です。

また公式サイト (<http://www.grimm-no.net/>) でもバナー広告を募集しています。公式サイトではグリムの森「グリムの館」の施設紹介のほか、事業案内やホール用状況なども掲載しておりますので、多目的ホールの利用者や公演の来場者など、「グリムの館を使ってみよう」「グリムの森に行ってみよう」と予定されているお客様に幅広くご覧いただけたと思います。お近くの飲食店その他店舗の皆さま、事業・イベント関連の業者の皆さまはぜひご検討ください。

(サイト年間訪問数は約54,000件)

**ホームページにも詳細を掲載し、申込書もダウンロードできます。  
申し込みの際は必ず要綱をご確認ください。  
不明な点はお問い合わせください。**

一般財団法人グリムの里いしばし 〒329-0502 栃木県下野市下古山7-4-7番地  
TEL 0285-52-1180 FAX 0285-52-1181 <http://www.grimm-no.net/>



種類(回数)	位置	規格	回数	掲載料
グリムタイムズ (年2回)	下面 (表紙及び最終面を除く)	下面通し 2色 1コマ (40mm×58mm)	1回	5,000円
			2回	8,000円
公式サイト	サイトトップ画面で、財団の指定する位置とする。表示方法は、バナー広告とする。	縦50ピクセル 横150ピクセル 8KB以内、GIF形式	1箇月	10,000円
			3箇月	25,000円
			6箇月	47,500円
			12箇月	90,000円
コンサート・企画 展等のチラシ	下面	下面通し 2色 1コマ (40mm×58mm)	1回	3,000円
			2回	5,000円

## 一般財団法人グリムの里いしばし有料広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人グリムの里いしばし(以下当法人という。)が自主財源の確保のため、当法人が発行する印刷物等に有料により広告を掲載すること(以下「有料広告」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(記載する媒体)

第2条 広告を記載することができるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) グリムタイムズ
- (2) 当法人ホームページ
- (3) コンサート・企画展等のチラシ
- (4) その他活用可能なもの

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、社会通念上市民の理解が得られるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は、善良な風俗に反するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の運用を受ける業種であるもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるもの
- (5) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 社会問題等についての主義主張等の意見交換広告であると認められるもの
- (7) 前6号に掲げるもののほか、広告としてグリムの館の広告媒体に掲載することが妥当でないと理事長が認めるもの

(広告の位置、規格及び掲載料)

第4条 広告の位置、規格及び掲載料は、別表に定めるものとする。

(広告記載の優先順位)

第5条 広告記載の申請が多数である場合の掲載順位は、次の表に定めるとおりとする。

順位	対象
第1順位	国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれに準じるもの
第2順位	日常生活に関連する公共的性格のある私企業等
第3順位	第2順位以下の私企業及び自営業で市内に店舗、事業所等を有するもの
第4順位	第3順位までに掲げるもの以外のもので、広告として掲載することが妥当であると理事長が認めるもの

(広告掲載の募集)

第6条 理事長は、広報しもつけ等により広告掲載を希望する者を募集するものとする。

2 理事長は、広告掲載を希望する者が募集枠に満たないとき、又はそのおそれがあるときは、第5条の表に掲げるものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告記載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する者は、グリムの里いしばし有料広告記載申込書(様式第1号)に、記載しようとする広告の原稿を添えて理事長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 理事長は、前条の規定による広告掲載の申込があったときは、速やかにグリムの里いしばし有料広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)に諮問し、答申を受けた後に当該の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うにあたり、同一の広告掲載位置に、第5条に規定する優先順位を同じくする複数の掲載の申込が合った時は、抽選により掲載位置を決定する。

3 理事長は、広告掲載の可否決定をしたときは、当該結果を広告掲載の申込をした者(以下「申込者」という。)にグリムの里いしばし有料広告記載決定通知書(様式第2号)により当該決定の内容を通知するものとする。

4 前項の広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は理事長が指定する期日までに、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告料金の納付)

第9条 広告主は、掲載の決定後、広告掲載料金を理事長が指定する期日までに納付するものとする。

ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告の作成及び経費の負担等)

第10条 グリムタイムズ、コンサート・企画展等のチラシ等は当法人で作成し、当法人が負担する。

2 ホームページ広告の作成は、広告主において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。3 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(免責)

第11条 当法人のホームページのバナー広告掲載は、停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生などの原因により広告掲載の全部又は一部を履行できなかった場合、当法人はその責を問われぬものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとする。ただし、当法人の故意又は重過失による場合はこの限りではない。なお、この場合、当法人が掲載を行わなかった部分については広告主の支払債務も生じないものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告掲載の版下原稿又は広告物は、理事長が指定する期日までに電子記録媒体(FD、MO、CD等)又は当法人が指定する方法により提出するものとする。

(記載内容)

第13条 広告のデザイン、内容及び色彩等は、当法人のイメージを損なうことないよう掲載までに当法人と広告主とで調整し、掲載するものとする。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに広告主において解決に当らなければならない。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第15条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条第4項に規定する指定日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。
- (2) 第9条に規定する指定の日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告掲載に係る手続き等に広告主の虚偽が判明したとき。
- (4) 掲載する広告の発行が行政運営に支障をきたすと理事長が認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第16条 理事長は、広告掲載を決定した後に申込者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付することができる。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、文書をもって広告記載の取下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は還付しない。

(委員会)

第18条 委員会は、常務理事、理事2名、評議員2名で組織し、理事長の諮問応じ、広告の内容、表現等について審査し、その結果を理事長へ答申しなければならない。

2 委員長は常務理事をもって充て、委員会を代表する。

(関係者の出席)

第19条 委員会は、審査に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、有料広告に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年3月17日から施行する。

この告示は、平成21年3月23日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

グリムの里いしばし有料広告掲載申込書

平成 年 月 日

一般財団法人グリムの里いしばし 理事長 様

申込者 住所  
氏名  
代表者氏名 ⑩  
電話番号 FAX  
Eメール  
担当者氏名

グリムの里いしばし有料広告取扱要綱第7条の規定により、掲載する広告原稿案を添えて次のとおり申込みます。

なお、広告掲載にあたっては、同要綱の規定を厳守します。

広告媒体	<input type="checkbox"/> グリムタイムズ <input type="checkbox"/> 財団法人ホームページ <input type="checkbox"/> コンサート・企画展等チラシ
掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
掲載希望枠	希望枠
備考	<申出書> 市民税は完納しております。

<注意事項> 記載欄に記入しきれない場合は、別紙で説明してください。

事務処理欄

決定日	決定通知日	備考
年 月 日	年 月 日	市民税完納事項チェック